

逐語録

(司会)

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、お暑い中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。環境共生部長の小平です。まちづくり部長の岡田です。緑と清流課長の高木です。政策法務課長の永島です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。以上となります。

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶をいただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものです。ご参考にいただければと思います。

資料はお手元にありますでしょうか？

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くとも8時半頃までには終了したいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入っております。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、市長の大坪より挨拶させていただきます。

(市長)

みなさま、こんばんは。市長の大坪でございます。本日は大変きびしい暑さの中を、またお忙しいところ、また夕方の時間帯にですね、説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北川原公園のごみ搬入路裁判は昨年令和4年9月8日に最高裁にて、上告受理申し立てが不受理となって二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の思いを実現することができたもの、違法ではないと考えて、総合的な政策判断に基づき行った事でありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設

逐語録

置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたとされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めて来たところでございます。当初は、本件通行路については、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年に具体的なその配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまっただけで済まないと、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまい、結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまいました。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについてお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えています。これまでは、市民のみなさまには広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたが、市民のみなさまに直接ご説明させていただく場を設けたところでございます。

なお、本日は原告団の方にもご出席をいただいております。このあと、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

(司会)

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からご挨拶をいただきたいと思っております。窪田様、よろしくお願いいたします。

(原告団代表)

ご紹介いただきました原告団一員でもあります、また代理人でもあります弁護士の窪田です。「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は2020年の11月12日の東京地方裁判所判決と2021年12月15日に東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、2022年9月、日野市長の上告受理申立が不受理となって、確定しました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題は終結しましたが、判決は、「都市計画が行政をしぼる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」という貴重な先例になったと思います。この司法判断を受け止めてこれを生かす行政の積極的対応がこの説明会からスタートしている、と原告団は受け止めています。日野市石田地域は、ご承知の通り土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、日野の観光スポットにもなっていますが、ごみ焼却施設、し尿処理施設、下水道施設が集中す

逐語録

る地域でもあります。いわゆる嫌悪施設と言われているものですね。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、森田市長は、「この事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶ真心である」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのです。これは本日配布されました広報に載せられております。今回の裁判は、この原点を再確認する機会となったと思っています。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には原告団と合意して、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市との協議を重ね、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出そうとしております。今日の報告と意見交換の場はその重要な機会ととらえております。私達原告団はこの市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めております。

市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただきたいと願っております。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力ある北川原公園をつくる機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同の力で大きく前進させる機会とするために、原告団も力を尽くしたいと思っております。本日はよろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元の資料をご覧くださいながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いします。

(市長)

それでは、着座にて説明させていただきます。

【スライド3ページ】

逐語録

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題がありました。日野市内も含め、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものでございます。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最高裁で上告不受理となり、市の敗訴が確定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様様に説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただいたものとなります。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認したいと思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として当初は利用してまいりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりであります。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議隊も発足しております。昭和60年には、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せ処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターでございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となり、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にいただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定されました。昭和55年には事業が認可されて、昭和62年から建設工事に着手し、平成4年から運転を開始しております。

【スライド7ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の

逐語録

位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされてきました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど説明いたしましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画が決定しております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしており、平成18年にそれが完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しています。青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口交差点を右左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井・国分寺2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となっております。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道20号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があり、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、約70台の低減を図ることができています。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入する事となっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートあわせて、一日当たり平均100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路

逐語録

を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様との環境対策について対話をしてきておりますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後の専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

この市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、一つとして「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」という事、二つ目として「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としております。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合には裁判所へ訴訟を起こすことができます。このたびの住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されております。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、「市に対し搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものであります。理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路であって公園の効用を有するものとは言いがたく、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきものである、というものであります。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことにより、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であるこ

逐語録

とから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくこととなります。

【スライド16ページ】

次のこのスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもとで検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りない判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みを進めること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会上程してまいります。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートに沿った住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではありません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びするとともに、深く反省するところでございます。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催してまいります。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方には、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

逐語録

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては、一つとして「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目に「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この3つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあとの検討会の詳細について、環境共生部長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【スライド20ページ】

環境共生部長の小平でございます。私からは、今後取り組んでいく検討会についてご説明します。着座にて失礼します。検討会は、10月に発足したいと考えています。任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日となります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議は、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと考えております。検討会の委員としましては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しているところでございます。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいている伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家としてご参加をいただく予定でございます。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスでございます。まず、ステップ1といたしまして、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策をすべて出させていただきます。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行います。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ってまいります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出します。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階として周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえまして、ステップ5として、合意形成を図ってまいります。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上でございます。

逐語録

(司会)

これより、質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いしたいと思っております。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願いいたします。また今日参加されている方が多いので質疑につきましては一問一答という形で順番に簡潔に速やかに進めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それでは、ご質問ご意見のある方は挙手をお願いします。では前の

(市民)

座ったままで失礼します。私もこの計画がどう揉めているとかいうのはね、初めて知ったので、現場通ったときに、この搬入路っていうのはね、出来ているのかこれから作るのか、それがはっきりしないのでね。先ほどの説明でも搬入路を作ったと言いながら、その現場写真もないのでどんなふうになっているのかと、要は国道の橋ですけれどね、あの橋の欄干をぶち壊して、一種のL字形でこれ食い込んで、この搬入路のところ自動車と通るわけですね。そしてこの急な斜面で地面に降りるわけですけれども、そこの計画がどうなっているかと、これから作るのであれば、どんなふうな斜面になっているのか、一日70台か何か知りませんがそれだけの重量に耐えられるような構造になっているかと。あとは、一般車両がですね、そこに間違えて入っては困りますので計画か何かするのか、してんのかっていうことについても、何にも運用面についてね、説明がないので、曖昧なことしているという感じがします。これに関しまして総工費幾らかかるのかと、これをやることによって、それでまたそもそもこういうことになったのは何でかって言うと、国分寺市と小金井市のごみを引き受けると、これ結構なことなんですがね、そのためにわが市が、この工事、総工費どのぐらいかかるかわかりませんが、お金を払うと言ったときに、この二つの市にね、一種の補填金といいますか、金を出せということをやったのか、1台あたりなんか1日当たりなのかわかりませんが、年間ベースが。そういう金銭面について、何もないんです。裁判が、裁判が、裁判がそんなことばかり話していますからね。関係者、弁護士だとかそういう人がいるので、そういうことしか注目ないのかもしれないんですが、何故金銭面を捉えないのか。市の税金使うんでしょ、ということです。そういう数値計算めいたものを作ってほしいってさっき言いましたよね、このごみの搬入路、かなり急斜面をザーッと地面降りる格好になりますので重量計算、保てるのか、大丈夫なのかということです。以上です。私もね、3年前この辺通過したときにね、国道ぶち抜いてくようになってなかったからね、これから作るのかと思い、という気がしますけど、またそれであれば国交省はね、国道の一部分を手直して、一種の欄干をぶち壊すわけですね。これについての計画について国交省自体が承認しているのかどうか、こういうのを教えていただきたいと思っております。以上です。

⇒(司会)

すいません。では私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。すいません、現場の写真がなくて申し訳ございません。あるとしたらですね、この広報ひのこのですね、6ページのところに、こちらのスライドの上の図面と、公園を国道の橋の上から

逐語録

撮った写真がございませう。現状としましてはもうこの搬入路ができております。上の図面で見させていただきますと、先ほど市長から説明させていただいたように、この黄色と緑のものがですね、あの搬入ルート。こちらが国道になっておりまして、国道の方が橋が高くなっておりまして、こちら国立側で、ここが多摩川なんですけれども、ここから橋がだんだん下がってきまして、この部分で公園の高さとつりあうところですので、こちらから側道みたいな形ですね、もう整備をしておりまして、その設計とかですね、工事費用が2.5億円というところで、そのようなことが違法に支出されたということで、裁判で争われたということございませう。写真もないということだったので、その下のところなんですけれども、写真の右下のところに、ちょっと一部なんですけれども、搬入路ができている写真があるかと思っておりますので、ちょっと見にくいかもしれませんが、もしもそちらでご確認をしていただければと思っております。

なので、ご質問があったあのこれからどのぐらい、なんですか費用がかかるということではですね、もう出来てしまった事でございますので、今後、搬入路について、今現在計画されているものはないということございませう。以上でございます。

(司会)

続きまして、他に

(市民)

国分寺、小金井から賠償金というか、引き受けるという事についての費用です。どれくらい貰うという事になっているのか、という事です。

⇒(市長)

まず3市でやる可燃ごみの稼働させるためにはですね、ごみ量に応じて当然、小金井、国分寺から費用もらって、いただいております。それで動かしているということでもあります。それとは別に周辺環境整備費として、国分寺、市小金井市からは70億円をいただくということになって既に何年かに分けて、その分は費用としてもらっているということがあります。

(司会)

他にご質問、では・・・

(市民)

すいません。豊田1丁目に住んでいる齊藤といいます。このスライドに沿って質問したいと思うんですが、まず、スライド15のところ、3市のごみをあふれさせたらならないと思前から前へ進めたことを、深く反省しなければならないというふうに先ほど説明がありました。17番のところ、債権放棄に至る説明のところ、深く反省するところでございますというふうに説明がありました。この反省しなければならないということ、反省するところでございますというところの間に大きな違いがあるのかなというふうに印象として受けたんですね。というのは、この問題を解決するためには、いかに市長が深く反省する

逐語録

か、真摯にね、深く反省するかっていうことが非常に大きな鍵を握ると思うんですよね。先ほどの説明だけでは、本当に深く反省しているのかなっていうところで、根本的な疑問が湧いたんですよね、市長の言葉を聞いて。もっと自分の言葉で何を反省したのかっていうことを語ってもらわないと納得できない。その事からいけば、16番のところですね、違法性解消に向けて、原告団と合意をしました、4項目ですけれども、1番目のところで、歴史的な経緯から云々とあります。歴史的な経緯については、広報ひのを資料配ったことによって、誰もがこういう歴史的な経過があったんだなっていうことがわかると思うんですが、市長は、この計画を進めるにあたって、どこでこの歴史的な経過をぶっ飛んじやったのかね。棚上げしたんだと。そのことを、だって、この裁判で確定したわけですよ、違法だと、法律違反を犯しているということは確定したわけですから。以前に計画を進む前に進めたことは反省って言うけれども、これは歴史的な経過を踏まえてなかったから、こうした間違いを起こしたっていう事じゃないかなと思うんですが、その認識はどこでどう変わったのかね、今改めてここの原点に立ち返って、こう反省しているか、先ほどに振り返るわけですが、その反省のところを、もっと自分の言葉で話していただきたいなというふうに思いました。合意事項の3番目なんですけど、30年で撤退するというふうに言っています。この合意事項を担保するのは、どういう形で表すのかね、口約束でも約束っていうかもしれないんだけど、30年間も我々生きていないし、市長さんも30年間も市長を続けることは恐らくないだろうと思うんですけど、その先も、この合意事項を確実に市として実行していきますよっていう、その担保が欲しい。そのことを、もうぜひ表明していただきたいなというふうに思います。以上です。

⇒ (市長)

まずご質問で、深く反省という言葉について、自分の言葉で語ってないという、ご批判をいただきました。まず3市のごみ搬入をすすめるときに、様々な意見があって反対意見もあってそこを進めた経緯ですね。そして、その上でさらに北川原公園の中を通すことについての都市計画法上の問題等があったこと、この点について、私自身のこの間の進め方等については、非常に問題があったということを今深刻に反省しているところでございます。その結果が、こういう結果を招いたということがありますんで、それが市に損害を与え、また、市民と市民の間での分断を招いたということもありますんで、そのことを深く反省しているというところであります。その上で、ただ、ごみの問題は当然、今後ごみの処理をしていかなければなりませんし、搬入路が違法であるということが、判決出た場合、違法性を解消しなければならない。その責任を取って先頭に立っていかなければならない。その解消の仕方として、市民、原告団の方々、市民の方々と一緒に住民参加でやっていくということは、これまでの住民参加が不在であったごみの進め方について深刻な反省に立って、これから進めていくということを表明させていただいてるというのが今回の反省会の趣旨でございます。それから、歴史的経緯、歴史的経緯について私がこの問題を進めるときに、この問題について歴史的経緯を深く考えたかといえは、深く考えず進めてきた結果がこうな

逐語録

ったということでもあります。今回の判決を受けて、原告団の方と話し合いをすることによって、歴史的経緯についてしっかり踏まえなければならないということで、この文章の形で、この合意の文章にさせていただいたということでもあります。それから30年間で撤退ということで、まず平成26年1月16日付けで、国分寺市、日野市、小金井市、3市の市長による覚書を、文章として取り結んでおります。それに基づいて、概ね30年で、その後は、今の枠組みになる場合には、他の自治体へということになっている、これはまず第1の担保であります。その上で、ただし、おっしゃるように30年間みんなこのときに取り組んだ人間たち我々も含めているのかといえば、そうじゃありませんで、当然これから30年間にわたっては、さらにこの覚書に加えて、3市の市民、3市の市長で話し合った上で、実際に具体的にどのようにするのかということ、担保というものを作っていかなければならないというふうに思っております。今現在、現時点である担保は3市の覚書であります。それだけでは当然、口約束な文章になる、文章でありますけども、それだけでは不足しているので、今回を契機に、具体的に3市で話し合いをした上で、そういうものを作っていくというのがこれからの課題であると思っております。以上です。

(司会)

それでは

(市民)

旭が丘の堤崎と申します。今歴史的な経緯ということで、話があったのでそのことで、ぜひ市長の反省というか、それをお聞きしたいというふうに思っています。あの今日、あの53年当時の広報出させていただいてありがとうございます。本当にこの緑豊かな公園、処理場を作るっていうことが、処理場を作るときの構想だったわけですね。それが都市計画になったということで、このことをやっぱり着実に進めていけば、こういう事態にはならなかったんじゃないか。今、バイパスの向こう、北側だけですね。それっぽい、あの広範な、あのバイパスから南のところは、最初の青写真そのまま全く何も手をつけられていないという状態が、これがやっぱりその後の問題に繋がったんじゃないか。3市のごみがどうのこうのって言うけれども、それがきちっと下水処理場こうやって作るときに、住民の迷惑施設としての解消するべき立派な公園を作るっていうことが、着実にできていけば、こういうふうな順序たがえることってなかったんじゃないかっていうふうに思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

⇒(市長)

市内の公園をどう整備していくかということで当然、この場所だけじゃなくて他の公園も整備していて、この北川原公園は、現在の北川原公園と紹介しているごみ搬入のあるところは約3ヘクタール程度で、全体で多分9ヘクタール以上ある大きな公園であります。で、都市計画決定されてからだいぶ時間が経っていて、この間多分、歴代の市長もですね、こういう歴史的経緯があって、当然迷惑施設をたくさんあると

逐語録

ころに対する思いを答えるということでやったわけではありますが、それに対する着実な予算化を図って、公園をつくるということをやったこなかったというのは事実でありますので、それはおっしゃる通り、深く反省しなければならないと思っております。

(市民)

全く無いことが、皆さんが、この地域がどうなのかっていうことを知りえない要因になっているんですよ。これだけの下水道施設を作っている日野市が、多摩全体の中でも先駆的に行ってきた事業っていうのが、こうして作られたんだという検証としてやっぱり公園があるって事をわからしめることっていうのはすごく大事なことだったんじゃないかなっていうふうに思うんですけども。ぜひ、そのことについては、心に留めておいていただきたいというふうに思います。

(司会)

それでは水色の方。

(市民)

座ったままで失礼します。多摩平の水上と申します。今回の説明会の趣旨がですね、私はちょっとよくわからないのはですね、何かと言いますと、いわゆる昨年の9月の末に最高裁で、敗訴していわゆる違法であるというふうな判決が下されたのに、出来ている搬入路を今現役で使っているわけですよ。なぜ使えるのかっていうことがまず疑問一つ。もう一つは、最高裁の決定というのは、かなり重いものだと思うんですけどそれを、今この今回の説明、説明会の趣旨としては、その違法性の解消っていうのがメインだと思うんですけどね、違法性を解消するっていうことが、ものすごい高いハードルじゃないかなというふうに私は思うんですが、どんなにあの地元の人との合意書を取ったとしても、そこら辺の法律的な問題が主なんですけども、ご回答願えればありがたいです。以上です。

⇒(市長)

まず搬入路は現に使っていて、令和2年4月からもう3年以上使っております。今回の裁判の中身というのが、都市計画法違反の搬入路に、市の会計行為としてお金を投じたのは、これは違法であるということで、直接搬入路を使う、差し止めという決定ではないんですね。だからといって、これを使って良いという訳ではありません。ただ、それを解消するためには、非常に市民の皆さんと進むために時間がかかるということで、まずこの説明会をやり同時並行で、先ほど申し上げたような違法性解消に向けた解消策を作る、そして、あの搬入路はそのまま違法でありますから、違法じゃない状態を作るということで、そのための公的そして財政的措置を取るということでやっていくということで、今考えているわけがあります。そういう裁判の性格を受けてということでもあります。差し止め訴訟であれば、即座なくなりませんがそうではないと、だからいいわけじゃありません、ということで、現時点ではとりあえずごみの搬入しなければ、ごみが3市溢れてしまいますので使わせていただいておりますが、それはあくま

逐語録

でも、この作業を進めていって説明をして、そして先ほどステップで、ステップ、段階を踏んで進めていく、解消策のための検討会、これを実際に具体的に直接、あそこの搬入路を解消、違法性を解消するための方策をするということが前提で話を進めさせていただくというところであります。

(市民)

もう一つだけ最後。実は搬入路私自転車でたまたま3ヶ月前に通ったんですよ。何も知らずにね、そしたら入り口のところで足止めていうか、職員の方だと思うんですけど、職員が雇われた人かもしれない知らないんですけども、こんな立派な道路ができたんだってことで、ぱっと走ろうと思ったらもう止められまして、これが例の問題のところかって初めてわかったんですが、要するに搬入する車以外はもう通っちゃいけないんですか。それだけ最後すみません。

⇒(市長)

昼間の時間帯は、あそこに警備員がいて、各3市のごみの搬入する車以外は通行はさせておりません。その時間が終わった後、多分5時以降ですかね、それについては、そこについては、中に入ることについては特に禁じてはおりません。

(司会)

すみません。それでは順番で隣の、お座りの方。

(市民)

それで今日はですね、お忙しいところ、皆さん集まっておられましたね、本当にありがとうございました。質問でございますけども、まず今回の話って、.....

(市民)

聞こえないんですけど

(市民)

そう、ごめんなさい、ですね、質問でございますけども、今回の話はですね、当初からちょっと確認をさせていただいているんですけども、まず今回の話で裁判のですね、これは今回日野市が出している、ですね、控訴の理由書の中の内容を拝見させていただいてまして、この内容を見るとですね、内容分かっておられる方は、見ている方はわかっている、わかるかと思うんですけども、すみませんけども、この内容をずっと拝見させていただいていると、いろいろ当初はですね、兼用工作物の話があって、それをその東京都の確認を得て、また今度その兼用工作物っていうか市道の話になっていましてね、また地元の自治会の関係の皆さんに確認して、その中でまた、そんな道路を作るんだとか、いろいろ見直し案を入れられて、今度これを見る限りでは、ええ、今度ですね。ここの中にですね、搬入路の話で、新石自治会からその北川原公園予定地内を経由した計画っていうことを、速やかに1日も早くやってほしいという要望書を受けて、その後ですね、この日野市は専用路30年間の暫定利用として、公園として整備するっていうような、そういう形の内容になっていっているんですけども、これを見ているとですね、この日野市のこの内容等々を見る限り、どうもその法

逐語録

的な論拠っていかね、この辺がですね、私が見ている限り、やっぱりその30年間の暫定利用とかって言っている話も、あそこの場所ってというのは水再生センターの東京都の下水道局の用地としてですね、一部広場とかなんとかっていろいろな市はですね、あと付けのいろいろなことをやるような形になって、現在に至っているかと思うんですけども、あの用地も下水道局の方から借りて、あそこは広場として、利用するっていう目的のために、契約されているってということで、下水道局ともですね、契約書も確認させていただいてはいますが、そういう意味でですね、あそこの場所ってというのは、言ってみればいつ下水道施設が工事が、その発生するかっていうのが、言ってみれば東京都の下水道局の方の、動き一つなんですよね。そういう意味で言うと、30年という長いこの年月の中で、そういう工事がね、発生するかもしれないというようなこともあるわけですよ。もしくは30年あって、ここで言っている日野市が暫定利用ということをおっしゃっていて、言っているんですけども、30年後もきちっとその思慮がなくなるという確認っていうか、やっぱりその裁判なんかで言うと、やっぱりその辺の裏付けがね、明確にないと、やっぱりそれは全然駄目な話になるので、やっぱりもう法的なですね、私言いたいのは、日野市の中でこういうことをやる時に、法的な裏付けって誰がどういう形でやっているんですかっていうところを、ちょっとこの控訴理由書の中では、いろんな案を部局から副市長に何か示されたらと、それを副市長は了解したと書いてあるんですね。それでその後確認を取って、市長に最終的な確認をしたというふうになっているんですね。ということでね、一番事務方のトップの副市長は、この辺の法的な観点も含めて、どういう形で今回の話ってというのは確認されてゴーをされたのか。その辺ちょっとせつかくこういう機会をいただいたんで、ちょっと一言副市長からその辺の状況がわかるようにちょっと、拝聴させていただきたいんですけど、以上です。

⇒ (副市長)

ご質問いただきました。いわゆる公的ないわゆるリーガルチェック、このようなものがどういうふうになされていたのかということでの質問だというふうに思います。私どもの方の法に基づいて全て政策を決めたりしているわけですが、その中において、まずはこの事柄については、東京都であり、関係する国であり、そういうところとのまず協議ということをやりながら、そこにどのような障害があるのか、そういうところをまず前提に繰り返しやらせていただいているというものでございます。ただ、その中において、一つ今ご指摘のように、それではこういう問題が出てきている、ちょっとその辺のところ、果たしてどうなんだろうかというものに対してのリーガルチェックを法務の担当を置いてですね、リーガルチェックをきちんとやってきたかということになりますと、その辺は、甘かったところがあるのかなというふうには思っております。以上でございます。

(市民)

ですからね、そういう反省点というものをちゃんと、市の方ではどういうふうに今考えておられるのかという点を、きちっと表にも出していただいて、これから副市長、市長ね。これからはまだおやめになるわけじゃなくて、やっていくわけですよ、市政を。そういう観点

逐語録

例えば、その辺をちゃんと今後の政策いろんな形のもが出てきたときに、そういうことに対して、何が判断を誤るのか、誤ってんのか、そこがちゃんとされないといけないような気がするんですけど。何か変わるとか、何かあるんですか。

⇒(市長)

はい、これだけじゃないんですけど、いろんな事件等があって、それを踏まえて政策法務課を作り、法務担当の課長部長担当を作っております。その上で、いろんな各分野のいろんな問題点、特にコンプライアンスの法令違反等をチェックするなど内部統制の仕組みを作って、今は組織的に対応し始めております。まだまだこれから課題がございますけども、この事件も含めてですね、そういう反省を含めて、そういう体制を引いて、今現在進め、市政を進め始めているところでございます。

(司会)

すいません。順番でまだ何名かいらっしゃいます。グレーの・・・

(市民)

豊田に住んでいる田中と申します。三つばかりですけど簡潔にお話したいと思っておりますので、聞こえますか。大丈夫ですか。あのですね、こういうまず、今日みたいな説明会をですね、行政の方からどんどん出て来てもらってですね、やってもらいたいというのが、今回のごみ問題で痛切に感じていることですね。そしてやっぱりね、私が思っているのは、なんかね、日野の、このごみ問題っていうのはね、日本が、今の日本の縮図みたいに私見しているんですよ。要するに、沖縄の辺野古のあの問題をね、みんな私ども全然関係ないようなね、気分っていうのと同じように、私自身含めてそうなんですけど、ごみ問題もね、あそこの地区だけの人たちだけの問題として捉えていて、本当に今の日野市を見ている、日本の縮図じゃないかな、っていうふうに、そんなように思えるんですね。それが、一つです。それとですね、私豊田に住んでいるんですけど、何年か前にね、豊田公園にコミュニティセンターを作ってくれていう地域の請願があったんですね。市の方も積極的になっていまして、例えば豊田公園、どういう公園を作ろうかっていう、それが一つですね。それとね、どういうコミュニティセンターを作ろうかっていうので、市の方でちゃんとコンサルタント会社まで呼んでくれて、それで図面までこういう公園が、作ろうじゃないかという市民の声を反映されたっていうのを見ると、コミュニティセンターの建物のね、2階建ての立派な図面もできたんですよ。それがなぜできなくなっちゃったかってね、都市計画法の公園さらに公園の法律みたいなのがあって、公園にはね、そのどうしてもできないってことになっちゃったんですね。だから、それを進めて当時ですね、公園やコミュニティセンターの建設を進めていたまちづくり部がね、いかに公園をいじっちゃいけないっていうなんかね、知っているはずなんですね。それは全然生かされてなかったっていうので、非常にね、残念ですね。それと三つ目ですけどね、もう一つちょっと話したいと思うのは、30年後に日野からなくなるっていうことが、これはですね、なんか、既に心配なんですね。概ね30年ってね、それからしてね、きわめて曖昧ですよ、これ。私すごい心配です。というのはね、私がまだちょっと若

逐語録

い時、皆さんも知っているんじゃないかと思うんだけど、江東区と杉並区でごみ戦争っていうのが、あったんですね。それで杉並区がちょっとごみ処理施設を反対運動やいろんなものがあってちっとも作ってくれないんで、とうとう江東区の方がね、ごみをもう撤退、杉並区のごみ受け入れないっていうことで、それがごみ戦争で、杉並の中でごみでもう溢れちゃって匂いが出たり、大変な事態になったんですね。だから、この日野市のこの場合見て30年概ねって書いてあるとね、これ心配ですね。今から30年ずつあれですか、2052年になるんですかね、なんかおおよそ、多分ちょっとそこ私分らないですけど、その辺はねもう相当今からはっきりしておかないとですね、こんなような、おおむねみたいな言葉で進んだらですね、またですね、国分寺、小金井のごみをね、絶対拒否するってことはね、できなくなっちゃうんじゃないかと思うんですよ。それで、やっぱり自治体っていうのはですね、私は思うんだけど、本当に私素人でわかんないけど、やっぱり自主、自立、自決って言うかな。要するに自分でもう自主的に考え、自分たちで決めていくっていうかですね、それをやっぱり民主的に平等で公開的に進めていくっていうのは、非常にね私、自治体で大切なことだと思うんですね。そうやっているからね、例えば、今回のごみ問題について私、あまり関心なく、もうかなり進んでってからね、ちょっと小金井やね国分寺の市議員さんたちのホームページなんか見てみたんですよ。ごみ処理の問題なんかね、何にもほとんどなかったですね。だからね、本当にね。もう、渡りに船とばかりに、日野市のこの施設、3市でね、作る施設にね乗っかってきたんじゃないかと、そういう気がするんですね。そういう点ですね、例えば2050年にどっかに小金井やなににやってもらうんだったらもう相当ですね。もう今から、いつ頃までにこの計画を作らしてやっていくっていうのはですね、やっていかないといけないんじゃないかなっていうね、そういう今からもう当然私なんかいないような時代なんですけど、絶対そういうごみ戦争なんか起こらないようなね、ことを今からですね、進めていく必要があるんじゃないかなっていう、そんな気がする気がします。特に質問とかじゃないんですけど、以上です。

(司会)

すみません、順番で前の方。

(市民)

すみません、三つ質問があります。まずは原告側の方に伺いたいんですが、先ほどの資料の説明ですと、この搬入路だと、周辺住民への影響が少ないという話があったんですね。その状態で今回裁判が行われたわけですがけれども、実際に、例えば原告側に迷惑があるから、違法状態を基に裁判を起こして改善してくれという流れじゃないかと思うんです。そうすると、この搬入路でやはり迷惑しているのかどうか、もしくは、本来の市に考えてほしいのは、30年後ちゃんと撤退して、施設を撤去してくださいよというところがメインなのか、そのあたりを原告には聞きたいと思っています。それから、次に市に対する質問です。迷惑施設というのはここだけじゃなくて、多摩平の3丁目の火葬場というのがあります。あそこはですね、区画整理、あの地区の区画整理したときに、区画整理後に火葬場はどっか別の場所

逐語録

に移しますという話があったと思うんですね。もう区画整理終わって60年経っています。多分この中でそういう話知っている人いないと思います。30年後、ここの施設が撤去するというの知っている人本当にいるのかな。要するになし崩しになっちゃうんじゃないかというところが心配で、これ、先ほど担保します、と言っていたんだけど、どういうふうに担保していくのかなというところが心配。それから最後の質問。今回の裁判を行う前に、住民から監査請求がありました。監査請求で棄却されています。だけど最後では最高裁まで行って市は認められてなかった。監査で何があったのかというのを明確にする必要があると思うんです。忖度があったとしたら、監査が、独立性がないという事だと思います。先ほど反省するという話がありましたが反省ではなく、検証してほしい。何が問題だったのか。忖度があったんだったら、組織直さなきゃいけないし、反省じゃなくて、検証してくださいというのが3点目。以上です。

⇒(原告団代表)

原告の中谷と申します。ごみ搬入路は周辺住民にとって迷惑施設ということが一つ。

(市民)

迷惑は確かにそうなんですけど、迷惑の改善の方向にはなっているのかと。なっているんですか。先ほどの市の説明ですと、前の搬入路ができるよりは地域住民に対して良くなっているという説明が・・・

⇒(原告団代表)

はい、わかりました。なぜこの問題を訴えたのかということだと思うんですけど。私達はこの北川原公園できるときに、大きな反対運動がありました。八つの自治会が反対同盟を作って、市と交渉すると。そういう運動の中で、市と合意となったのが、58年のこの合意なんですよ。だから、住民合意で作った計画を、しかも都市計画で定めた計画を、計画通り、原点に沿って作って欲しいというのが、私達の裁判の一番の本質、中心でした。そして今、そういう方向で、市が、それぞれ住民参加、住民合意で、その解決方法を探ろうということで決議していただいたんですから、その方向で良かったと思っています。私は30年後の担保はないと思っているんです。誰が担保するのかというと市民だと思います。40年前の約束を忘れていた市民では、絶対に守らせることはできないと思います。実際に市と住民が合意をしてごみ搬入路をなくすと。45年前の約束を守ることがあって初めて、住民の担保で30年後必ずあるんですよ。ごみ焼却施設の周辺の住民に約束したことを守ることができるまちが作れるんじゃないかと。そういうことで、この今の市の市政を評価して、何としても実現させたいなというふうに、これ原告の思いです。

⇒(市長)

私の方、

(市民)

たぶん、今答え出せないですよ

⇒(市長)

逐語録

その後、私の、市の方に二つ質問いただきましたんで、まず多摩平の火葬場の話を出されましたが、あそこはかなり都市計画法ができる以前の既存不適格ということで、まだそこに存続しておりますけども、あれも60年経ってということでもあります。今回この搬入路の担保をどうするかというお話しいただきました。先ほど、中谷原告団代表からは市民だという発言がありました。当然、先ほど申し上げましたように、26年1月の覚書ありますが当然、これだけではなくて実際に行政として、国分寺、小金井と話し合った上で具体的な工程表を作り、それをどのように進めるかということをお話し、そしてそれを、当然文書化した上で、約束事とするということはやっていきたいと思っています。ただ、それだけでは当然何年もたてば、どうするって話になりますから、それを実際に推進するためにはですね、当然、市民と共に進まなければ、それは担保になりませんので、そういう形をとっていきたいなと思っています。それから住民監査についてであります。忖度というよりは、住民監査請求の中においては、公園の違法性について直接は判断はしておりませんでした。で、その中身についてどうするか、それが市に忖度したのか、ちょっと私どもの方で申し上げることはできませんけど当然、監査委員は市の職員ではなくて、税理士を務めている方が専門家でありますんで、その方をお願いをしたという形でありますんで、ただ、最終的にこういう形での違法判決が出るということについては当然、住民監査請求における監査についてのあり方については、当然我々としても考えていかなければならないというふうに思っております。どう検証するか、この場では申し上げられませんが、そういう形での考え方が必要だなというふうに思っております。以上です。

(司会)

それではご質問がある方、ちょっと手を挙げていただいて、1、2、3人。時間の関係であと3人の方で終わりにしたいと思います。なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

(市民)

このままで失礼します。結論から言いますと、違法なのは道ですよ。そうすると、今のごみ処理場をその道路を解消することによって、最高裁のあれは消えるわけですよ、公園内ってことで。ごみ処理場ほかに移せばいいじゃないですかという、お金がかかりますよ、もちろん。そういう考え方とか、要するに違法状態を解決するにはっていうのは、市民じゃなくて議会の方が今言ったような形で持っていけないとこれきりなんじゃないですか。例えば、他のこと言います、稲城、府中、昭島市、全部多摩川沿いにあります。道路の管理、多摩川から土手が高いところに作っています。従って、搬入路も大きい道路から入るようにしています。昭島の場合は、広い通りがありますけど、その下に、ごみの車を回すようにそこまで配慮しています。そういうことを、多摩川でやっているところはみんな考えてスタートしているわけですね。30年前の事って言いますが、30年前に正直言いますと私、このことは知っています。細かいことは言えません。一応議会とかそういう問題がありますので細かいことは言えません。ただ、日野市が受け入れていただいたってことで、あと小金

逐語録

井市、それから国分寺市、正直言いまして、30年前40年前と小金井市、駅前開発は別として、環境はほとんど変わっていません。市長は、こういう言い方失礼ですけど、一橋ですから、国分寺のことよくわかっていると思うんですけど、昔と駅前で全く変わっていませんよね。そういうことを考えた場合に、こういう話し合いですけど、それじゃこの処理場をそのまま使うんですか。3市と相談して他のところにお金かかるけど移しますか、それとも道路だけで済みますか。それを結論出して提案というかそういうのをさせていただかないと、これ、どうだこうだ最高裁でもう出ちゃっているわけですから、この違法状態を解消。道路が違法ですよ、ごみ施設が違法じゃないわけですよ。そういうのを、なんで市議会の方で出さないで、市民の意見、市民の意見と言っているんでしょうか。それが最終的な、ここんところで今日2回目出させていただきましたけど、質問は、市民の他の方には失礼ですけど、地元のことを考えてこうやって、参加されて、いろいろとご質問されていると思うんですけど、逆に言うと私から言うと、市議会の方でこれだけの説明会のお知らせで、いろんな最高裁のいろんなことを出しているわけですから、それをまずは提案しないと。そこから市民がそれに対してどうかっていう形で、市民の権利としてですよ。そういう形でやっていかないと、これ進まないんじゃないんですか。極端なこと言うとまた30年かかりますよ。小金井、受け入れるとこないですよ。あそこ、正直言って坂のところ前原まで、駅前は別として、手前のところ地主さん、地主さん、貫井南、前原、前原じゃない小金井、あそこ地主さん、地主さんで、道路変わっていません。警察署のとも道路、昔と30年前と変わっていません。国分寺もさっき申し上げましたけど、駅前のあれ変わっていません。昔30年前は上って行く所の左かたが空き地だったのでごみの予定だったはずですよ。ところが今の大学関係のあれができちゃっているはずですよ。ということで、私ここんところ参加させていただいていましたけど、あの意見を聞くことは良いことと思うんですけど、まず市の方から、これ最高裁の結論ですからね。それをやるには市としてこう考えますっていう、逆に法律的な根拠に基づいてやらないと、私達は法律の中で、河川法とかいろいろ今回、国土交通省絡んでいかどうかわかりませんが、そういうことまで行っちゃったら終わりなんですよ。それこそ法律家の資格持っている方は別ですけど、くだらないことで申し訳ありませんけど、あの最高裁の結論出ましたけど、これはもう冗談半分本当半分ですけど、確か最高裁のトップ8人のうちの1人で、一橋の人が今度入ったはずなんですよ。そうすると市長の後輩にあたるはずなんで、というようなことまで、くだらないことまで考えちゃうんで、もっと市としての案を提出していただきたいということです。余計なことまで言って大変申し訳ございません。失礼いたします。

⇒(市長)

まず、北川原、このごみ搬入路をどうするかということで、市としての案として北川原公園通してそれが当然違法になったわけです。で、どうするかという話で当然市としてもいろんな提案を考えなければいけませんけど、問題は先ほど申し上げましたように、検討会において、市も参加しますけども、専門家の方、原告団の方、市民の方を含めて、いろんな案を検討するということであります。当然、市としても、それ

逐語録

らの案について、行政でありますから、いろんな案についての意見を言いますし当然そういうのは出しますが、市が決めた案についてどうしますかという形はとらないというのが、この問題に、ここまで来たことに対する反省でありますので、申し訳ありませんが、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

(司会)

すいません。では・・・

(市民)

すいません。時間がないので、私もう1回、土曜日、四中のところにもう1回出席します。今から予約を取っておきます。発言の予約。

(司会)

そうですね、すみません。ありがとうございます。もう、定刻の時間が・・・すいません。2回目の方はすいません、アンケートの方に書いていただければ。

(市民)

すいません。二、三分だけください。喋りたいことを全部喋ったらですね、2時間3時間かかります。とりあえず、短いことを一つ二つ。日野市まちづくり条例全文、前の文には、誰もが誇りを持って住み続けたいと思えるまちを作り、次世代に継承していくという文があるそうです。この十数年間、日野の町に、誇りというものはあったでしょうか。ごみのホコリならいっぱいあったかもしれないけれども、オーナーとしての誇りはいっぺんでもあったんでしょうか。2012年の11月以降、それから公園、それからですね、なんだっけ。大坪さんには期待しています。期待しております。3市覚書の概ね30年間で撤退するの、このおおむねを絶対に消していただきたい。最初からこの逃げの一言を設けておくということは許せない、これはだから30年後ここに人の誰1人生きていないと思います。せめてこのおおむねという逃げの一言は削っておいていただきたい。30年後の世代に対する責任として、この逃げの一言は、削ってください。はい、それから、それと、歴史的経緯という言葉がありまして、私は前回、家の近所の説明会で出られなかったものですから資料だけいただいて、全部、だいたい全部は目を通しました。それで歴史的経緯ということでは、断片的な森田市長の時代のことは聞いておりましたけれどもね、この53年の広報ひのは読ませていただきまして、こんなすごい公園の構想があったのかなんてびっくり、テニスコートは5面だってなんてびっくりしますけど、一面の森田さんの下水道整備に向かって全市の決意と合意を得ての、ちっちゃい字で読めなかったんで、拡大して読みましたけれども、昭和50年当時ですね、みんなごみの問題で苦しんでいた高度経済成長のひずみっていうことですけども、それは大きな時代的背景なんです、説明を読んでいてね、あの北川原公園の道路という裁判ということですから、直接関係がないということなのかもしれませんが、今回の問題が起きた直接のきっかけと言いますか、この下水道事業の方は、浅川水再生センターですよ、下水処理場の方。溢れ返るごみの方はどうしようかっていうことで、やはり森田さんの時代に市民と行政が話し合われて、現在のような日野発、多摩標準

逐語録

になっていますね。多摩市中が全部この日野で始まったこの方式を、多摩26市全部が採用しているという状態に現在なっています。もちろん都も、とにかく全国標準のような感じになっていますですね。とにかく、ごみの収集方式と、それからゴミを分別して資源として循環させると、もう非常に分別は大変になったわけですけども、そのことで日野市のごみが劇的に減少した、そこからこの3市のごみってのが出発しているわけですから、これがこの歴史的経緯の説明の中にはストンと落ちているんですね。ごみの収集方式、分別リサイクルのごみ処理の仕方の変更で日野市のごみの量が劇的に減ったという、まずそのスタートの、誇り高いスタートというのがあったわけですが、その後で、馬場弘融前市長の名前というのが出るのも具合悪いとも思われるのかどうかわかりませんが、ゴミの減量のためにですね、必死な思いで頑張ったのは市民全員、全部ってどうか、あの先ほど市長さんの謝罪という言葉も、公園周辺の住民という言葉しか出てこないんですね。私の個人的な、あの頃ごみを減量するために、生ゴミの堆肥化であるとか、どれだけのお金と時間とエネルギー等注いでですね、ゴミの減量というものと、どれほどの格闘をしたか。おばさんの具体的なお話を一つ一つして差し上げたいと思います。それがあればこそ、馬場さんがああいうことをやって、その後、新石自治会がもちろん大反対運動が始まったわけで、私はその時、地域の住民ではありませんでしたのでね、何事が起こったんだというわけで、知りたいというのは、私の性格なものですから首突っ込んでいって、なんだなんだっていうことで話を聞いているうちに、

(市民)

主張はいい、質問にきなさい。迷惑だ

(市民)

はい、質問。その歴史的経緯のゴミ収集の仕方が変わったという事と日野は大変なゴミの減量を果たしたという事とその後馬場さんが、市民への約束をひっくり返して、小金井、国分寺のごみを引っ張り込んできてしまったという、そういうそこら辺のなぜ3市で合同で、ごみ処理を始めたのかの説明がどこにもないかと、私はやっぱり本気でやるんだったらこれは入れた方がいいんじゃないだろうか。北川原公園の道路の裁判のことですから、それだけということであれば、直接は関係ないという言い方もできるのかもしれないけれども、やっぱりそこから出発していますので、ごみの収集の仕方が変わった、日野のゴミの量が劇的に減った、そしてその減ったところで小金井が小金井のごみを焼いてくれと言ってきたわけですね。それで馬場さんはどうやって市民を欺こうかということとんでもないことをやったわけですが、当然住民が大反対運動を起こしたという、私も

(司会)

すいません、もうそろそろまとめて、

(市民)

すいません、私はこの10数年間、怒りと悲しみと絶望感という、これに突き動かされてこの十数年間ごみの問題には関心を寄せて首を突っ込みつつ、いろんなこと調べたり足を運んでいろいろ見たり聞いたりしてきました。それで日野のまちに再生をしてほしい、誇りあ

逐語録

るまちに戻ってほしい、と願いを込めて大坪さんに対する言葉を申し上げました。すみません。

(司会)

ありがとうございます。すみません、途中で下げるような形になってすみません。すみません、当初、予定していた時間をまわりましたの、ここで説明会の方を終わらせていただければと思います。なお、ちょっと時間がなくてですね、ご質問、ちょっと手を挙げられていた方も、2回目の方もいらっしゃったんですけども、今回アンケートの調査票もありますし、あの広報の中にもですね、意見のロゴホームの方もQRコードもありますので、すみません、そちらを活用していただいてですね、ご意見がある方ご質問ある方はいただければというところでございます。今回そうですね、皆様からいただいたご意見やご要望につきましては、これから始める解決策の検討にも生かしてまいりたいと思っております。また、その検討経過や結果につきましては何らかの形でご報告をさせていただければと思っております。本日は長時間にわたり皆様にご協力いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上をもちまして説明会を終了したいと思います。ありがとうございました。